

弘前市土木工事縦覧資料作成要領

1. 適用

この要領は、弘前市（上下水道部及び農林部発注工事を除く。）が行う土木工事における縦覧資料作成に適用する。

対象は、青森県県土整備部制定及び国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」により積算された、予定価格が130万円を超える工事とする。

2. 用語の定義

本要領において使用される用語の定義は、以下によるものとする。

(1) 契約図書

受注者と工事請負契約を交わすための図書であり、工事請負契約締結時は受注者の控えとなるもの。契約書及び設計図書よりなる。

(2) 契約書

工事請負契約を交わすにあたっての基本的な権利義務関係を明確にしたもので、市で共通的に作成されるもの。工事名、工事場所、工期、請負代金額などの契約事項が記載された書面部分と受注者の権利義務などを定めている条項部分よりなる。

(3) 設計図書

契約図書を構成するもので、工事目的物を造るにあたって要求する技術的内容を明示した図書であり、共通仕様書、特記仕様書、図面により構成される。

(4) 共通仕様書

施工時の作業順序、使用材料の品質、数量、仕上げ程度、施工方法等、工事を施工するうえで必要となる技術的要求、工事内容を説明したもののうち、全工事に共通する定型的な内容を盛り込み青森県が作成したもの。

(5) 特記仕様書

共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定めたもの。

(6) 図面

工事目的物を示した設計図。

(7) 参考資料

工事（予定）価格の根拠を入札予定者若しくは受注者に示すための資料。
なお、本資料は請負契約を拘束するものではない。

3. 縦覧資料

縦覧資料は、「設計図書」「参考資料」を発注工事毎に個別に作成し、それぞれの作成資料及び使用区分は以下のとおりとする。なお、参考資料は工事価格の円滑な見積りに資する資料であり、工事請負契約を拘束するものではない。

使用区分		作成資料
設計図書	参考資料	
○		① 特記仕様書
	○	② 積算参考資料（間接費補正一覧）
	○	③ 金抜き設計書（設計内訳書、一式当り内訳書、単価表、入力データリスト）
	○	④ 数量計算書（数量集計表、詳細数量計算書）
○		⑤ 図面（位置図、平面図、縦断図、標準横断図、横断図、一般図、構造図等）
	○	⑥ その他必要な資料（積算用参考単価一覧表等）

4. その他

これにより難しい場合は適用しない場合がある。

5. 附則

この要領は、令和5年6月1日から施行し、同日以降の公告に適用する。

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降の公告に適用する。